

平成27年10月20日

大阪市行政委員会事務局  
監査部 一般会計監査担当  
06-6208-8580

## 市長からの要求監査（城東区国民健康保険事業）の監査結果について（概要）

大阪市監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第6項の規定に基づき、市長から要求のあった城東区役所における国民健康保険事業に係る調査業務について監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を行いました。

### 市長からの監査要求要旨

城東区は、国民健康保険事業に係る以下の2事案の不適正な事務処理について、重大な過失はなく損害賠償を求め得ないと結論付けたが、内部を中心として行われた調査であり、信ぴょう性に欠けるものと考えている。よって、法第199条第6項の規定に基づき監査委員にその調査手法・内容及び調査結果が合理的であるかの監査を要求する。また城東区による調査が不十分であると認められる場合は、過失の有無、原因と責任の所在、業務の適正についての意見を求める。

- 平成21年度から平成24年度の国民健康保険料減免の遡及適用のうち、期限を過ぎた申請を遡及適用した理由を確認できなかったにもかかわらず適用した事務処理（4,469件 3億689万3,795円）
- 平成21年度から平成24年度の保険料の滞納に関する延滞金（以下「延滞金」という。）免除のうち、免除要件そのものを確認できないにもかかわらず免除した事務処理（42件 20万5,900円）

### 市長の要求事項に対する結論

#### 1 調査手法・内容及び調査結果が合理的であるかについて

##### (1) 調査手法・内容について

【結論】合理的とはいえない。

- 不適正事務を担当していた職員に調査を担わせるなど客観性や信頼性を確保できる調査体制が構築されておらず、調査結果の検証も行われていなかった。
- あるべき業務プロセスと判断基準の事前確認を怠っていた。
- 国保システムへの入力情報の確認が不十分であった。
- 事実確認が不十分であり、申請者に対して事実確認を行うべきであったと考える。

##### (2) 城東区の調査結果について

【結論】調査結果は、正確性と信頼性を欠いていた。

- 遡及減免を認めた理由を確認しておらず、減免実要件の調査結果も不正確である。
- 延滞金減免について、減免実要件を満たしていない可能性が高いものが検出されている。
- 城東区の調査結果を前提とした法的見解について

正確性を欠く調査結果を前提とした法的見解に基づく、「不適正な事務処理等はあったものの、職員に過失はなく、損害賠償も求められない」という結論が認容に値しないことは明らかである。

#### 2 不適正業務が生じた原因及び責任について

減免の可否の判断が業務慣習に依存していたと見受けられ、その原因は「担当職員同士の属人的な業務の引継ぎ」等にあり、当時の城東区長以下の管理監督責任は免れ得ないと考える。

#### 3 二度にわたって調査を行っても、不十分な結果しか得られなかった原因について

不十分な調査体制であったことに加え、調査手法を誤っていたことが最大の原因である。

#### 4 過失の有無を論じるに先立って、本市に損害が発生しているかという点について

監査の結果、保険料遡及減免において実体的要件を満たしておらず損害が発生しているものなどが見受けられた。損害を確定させるには、再調査が必要である。

5 過失の有無（損害賠償の請求）についての意見

損害賠償請求を行うに当たっては、損害額を確定するため更なる調査が必要であり、その過程で、どの程度申請者の協力が得られるか疑問があることや、重大な過失についても検討が必要であることを考慮すると、不適正業務に関する行政上の責任を問う以上に、損害賠償責任まで問うかという点については、慎重に判断されたい。

6 業務の適正化に向けた意見

- 城東区長は、福祉局及び他区との連携を強化し、認識の共有を十分に図ることができる体制を構築するとともに、ノウハウ等をマニュアル化して、研修等で活用するなど周知を徹底すること。
- 城東区長は、不適正事務の再発防止に向けて、決裁権限者が制度を十分理解した上で決裁時に厳正なチェックを行う仕組みを構築すること。

<b>補足意見</b>
-------------

1 城東区以外の23区について

23区の公正職務委員会勧告に対する報告の信頼性については疑念が残る。区役所を管掌する副市長は、再度、各区の減免事務の実態を把握した上で、必要に応じ適切な措置を講じられたい。

2 福祉局に対して

全24区の事務処理の実情を定期的に検証すべき、裁量判断について特に注意をはらうべき。

3 公正職務審査委員会及び監察部の対応について

委員会及び監察部は、城東区並びに別途調査を行った5区の調査報告の信頼性について検証すべきであった。

今回の事案のように影響が広範に及び、かつリスクの重要性が高いと想定される事案については、業務プロセスを見直されたい。

4 城東区の不十分な調査に係る責任について

今回の調査が不十分であり、調査結果が合理的なものとなっていないことについて、調査を指揮監督する立場にあった、当時の城東区長、副区長及び保険年金担当の関係管理職に任務<sup>け</sup>懈怠責任が認められるものとする。また、区役所を担当する副市長にも責任の一端があるものとする。